

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	三重県教育委員会権限委任規則の一部を改正する規則 教育総務室 1頁
	教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則 教育総務室 1頁
	三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 教育改革室 2頁
	三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 人材政策室 3頁
	三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則 人材政策室 4頁
告 示	三重県個人情報保護条例第64条第2項の実施機関が別に定める機関を定める告示 教育総務室 4頁
訓 令	三重県立学校長にさせる公文書の開示等の事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令 教育総務室 5頁
	三重県立学校における保有個人情報の開示等の事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令 教育総務室 5頁

規 則

三重県教育委員会権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成二十年三月二十七日

三重県教育委員会教育委員長 丹 保 健 一

三重県教育委員会規則第八号

三重県教育委員会権限委任規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会権限委任規則（昭和三十二年教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号中「規則」を「規則及び規程」に改める。

第一条第十九号を同条第二十号とし、同条第十八号の次に次の一号を加える。

十九 法第二十七条第一項の規定に基づき、点検及び評価に関すること。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成二十年三月二十七日

三重県教育委員会教育委員長 丹 保 健 一

三重県教育委員会規則第九号

教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則

教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則（平成八年三重県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「生活部」を「生活・文化部」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年三月二十七日

三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県教育委員会規則第十号

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第七十七条」を「附則第九条」に改める。

第三十四条第五項中「二十」を「三十六」に改める。

第五十三条の二中「副校長」を「准校長」に改める。

第八十六条の見出しを「学校の経営方針及び評価」に改め、同条中「実施状況等」を「状況について自ら評価を行い、評価の結果及び今後の改善方策」に改める。

第八十六条の次に次の三条を加える。

第八十六条の二 校長は、前条の規定による評価の結果を踏まえ、当該学校の生徒等の保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価（以下「学校関係者評価」といふ。）を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第八十六条の三 校長は、第八十六条の規定による評価の結果及び前条の規定による学校関係者評価を行った場合はその結果を、委員会に報告するものとする。

（情報の提供）

第八十六条の四 校長は、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該学校の教育活動その他の学校運営に関する情報を積極的に提供するものとする。

別表一中

三重県立上野工業高等学校	全日制	機械科、電子機械科、電気科、住環境工学科	を
三重県立上野工業高等学校	全日制	機械科、電子機械科、住環境工学科	に、
三重県立鳥羽高等学校	全日制 定時制	総合学科 普通科	を
三重県立鳥羽高等学校	全日制	総合学科	に改める。

別表四中「副校長」を「准校長」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- この規則の施行の日の前日に三重県立鳥羽高等学校定時制課程に在学している者は、この規則の施行の日に三重県立伊勢まなび高等学校に在学しているものとする。
- 三重県立上野工業高等学校電気科は、改正後の別表一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年三月二十七日

三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県教育委員会規則第十一号

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会事務局組織規則（昭和四十三年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「生涯学習」を「社会教育及びスポーツ」に改める。

第六条第十四号中「公益法人」を「特別民法法人」に改め、同条中第十八号を第十九号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 教育委員会関係の公益社団法人及び公益財団法人の監督等に関する事。

第六条に次の一号を加える。

二十 三重県教育改革推進会議に関する事。

第七条第三号、第四号及び第七号中「関する事。」の下に「（知事の事務部局の所管に属するものを除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

二十一 三重県教育職員特別免許状授与審査委員に関する事。

第八条第十号を次のように改める。

十 三重県地方産業教育審議会、三重県教科用図書選定審議会及び三重県障害児就学指導委員会に関する事。

第九条各号列記以外の部分中「生涯学習」を「社会教育及びスポーツ」に改め、同条各号を次のように改める。

一 社会教育の振興に関する事。

二 社会教育に関する専門的事項の指導及び助言に関する事。

三 社会教育主事等人材の養成及び研修に関する事。

四 高等学校卒業程度認定試験に関する事。

五 スポーツの振興に関する事。

六 社会教育施設及びスポーツ施設等の充実に及び運営改革に関する事。

七 社会教育及びスポーツに係る諸団体の指導及び援助に関する事。

八 学校教育における体育の振興に関する事。

九 文化財の保存及び活用に関する事。

十 世界遺産の保存及び活用に関する事。

十一 三重県社会教育委員の会議、三重県立図書館協議会、三重県立美術館協議会、三重県文化財保護審議会、三重県天然記念物日本鶏審査会、三重県天然記念物紀州犬審査会及び三重県スポーツ振興審議会に関する事。（知事の事務部局の所管に属するものを除く。）

十二 生涯学習センター、鈴鹿青少年センター、鈴鹿スポーツカーテン、総合競技場、松阪野球場及びライフル射撃場に関する事。（知事の事務部局の所管に属するものを除く。）

十三 図書館、熊野少年自然の家、博物館、斎宮歴史博物館、美術館及び埋蔵文化財センターに関する事。（知事の事務部局の所管に属するものを除く。）

第十九条第一項の表中

人材特命監	本庁に限る。	上司の命を受けて、人材政策に係る調整に関する事務を処理する。
学校安全・安心特命監	本庁に限る。	上司の命を受けて、学校の安全・安心に関する事務を処理する。
全国高校総合文化祭推進特命監	本庁に限る。	上司の命を受けて、全国高等学校総合文化祭に関する事務を処理する。
特別支援学校整備特命監	本庁に限る。	上司の命を受けて、特別支援学校の整備に関する事務を処理する。

を

に

世界新体操選手権特命監	本庁に限る。	上司の命を受けて、世界新体操選手権に関する事務を処理する。	を
世界遺産特命監	本庁に限る。	上司の命を受けて、世界遺産の保存管理に関する事務を処理する。	
「			に
社会教育推進特命監	本庁に限る。	上司の命を受けて、社会教育の推進に関する事務を処理する。	

改める。

第二十一条中「定める。」の下に「(知事の事務部局の所管に属するものを除く。)」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第六条第十四号の改正規定及び同号の次に一号を加える改正規定は、平成二十年十二月一日から施行する。

三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年三月二十七日

三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県教育委員会規則第十二号

三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則

三重県教育委員会教育長事務専決規程(昭和三十一年三重県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

三 委任規則第一条第十号に規定する事項のうち、規程を制定し、又は改廃すること。

別表中「人材特命監 学校安全・安心特命監 人権教育特命監 世界新体操選手権特命監 世界遺産特命監」を「全国高校総合文化祭推進特命監 特別支援学校整備特命監 人権教育特命監 社会教育推進特命監」に、「副館長 副参事」を「副館長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

告 示

三重県教育委員会告示第9号

三重県個人情報保護条例(平成14年三重県条例第1号)第64条第2項の実施機関が別に定める機関を次のように定めます。

平成20年3月27日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

名称

- 三重県立博物館
- 三重県立美術館
- 高宮歴史博物館
- 三重県埋蔵文化財センター
- 三重県生涯学習センター

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

訓 令

教委訓第3号

各 県 立 学 校

三重県立学校長にさせる公文書の開示等の事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め
ます。

平成20年3月27日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県立学校長にさせる公文書の開示等の事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令
三重県立学校長にさせる公文書の開示等の事務の専決に関する規程（昭和63年教委訓第4号）の一部を次のよ
うに改正する。

第1条中「第26条第2項」を「第26条第3項」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

教委訓第4号

各 県 立 学 校

三重県立学校における保有個人情報の開示等の事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定
めます。

平成20年3月27日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県立学校における保有個人情報の開示等の事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令
三重県立学校における保有個人情報の開示等の事務の専決に関する規程（平成17年教委訓第7号）の一部を次
のように改正する。

第1条中「第26条第2項」を「第26条第3項」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。



発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社